

【 検 査 】

2 6 3 標準語音聴力検査の算定について

《令和 6 年 7 月 3 1 日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対する D 244 自覚的聴力検査「2」標準語音聴力検査の算定は、原則として認められる。
 - (1) 難聴
 - (2) 突発性難聴
- ② 顔面神経麻痺に対する D 244 自覚的聴力検査「2」標準語音聴力検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

標準語音聴力検査は、言葉のききとり、聴き分けの程度を調べる検査である。具体的には、語音を用いた最小可聴閾値を測定する語音聴取閾値検査と、聞き分けるのに十分な閾値上のレベルで聞き分け方を検査する語音弁別検査があり、その実施目的は、難聴の原因診断や純音聴力検査結果を補足するもので上記①の傷病名の診断や経過観察に有用である。

一方、顔面神経麻痺は、難聴やめまいを合併するハント症候群や聴神経腫瘍等の鑑別診断が重要であるが、顔面神経麻痺に対する本検査の必要性は低いと考える。

以上のことから、上記①の傷病名に対する D 244 自覚的聴力検査「2」標準語音聴力検査の算定は、原則として認められ、顔面神経麻痺に対する本検査の算定は、原則として認められないと判断した。